

平成26年12月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成26年12月 5 日（金） 午前 9 時30分

2 出席委員

齋藤道子	委員長
森武洋	委員長職務代理者
三浦溥太郎	委員
荒川由美子	委員
青木克明	委員（教育長）

3 出席説明員

教育総務部長	大川原 日出夫
教育総務部総務課長	大川 佳久
教育総務部教育政策担当課長	菱沼 孝
教育総務部生涯学習課長	野間 俊行
教育総務部教職員課長	栗原 裕
教育総務部学校管理課長	菅野 智
学校教育部長	小田部 英仁
学校教育部教育指導課長	丸瀬 正
学校教育部支援教育課長	三浦 昭夫
学校教育部学校保健課長	藤井 孝生
学校教育部スポーツ課長	三橋 政義
中央図書館長	小貫 朗子
博物館運営課長	稲森 但
美術館運営課長	佐々木 暢行
教育研究所長	市川 敦義

4 傍聴人 1名

5 議題及び議事の概要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に荒川委員を指名した。
- 日程第2「委員長の選任について」は、人事案件のため、秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

- 教育長報告

(青木教育長)

それでは、平成26年11月15日から本日までの主な所管事項について、ご報告いたします。

まず、「YOKOSUKA English World 2014」についてです。

11月24日に諏訪小学校を会場として、応募した市立小学校の5・6年生の児童100人を対象に、学校外において、ネイティブスピーカー（市内のALT及びFLT）と様々な活動を通して国際コミュニケーション能力の素地を養い、異文化理解の促進を図るとともに英語学習の楽しさを体験させるイベントとして昨年度から開始し、今回は2回目になります。

本年度は、米海軍基地内のサリバンス・スクールの教員や児童も参加され、日米の児童がグループを組み、工夫を凝らした10個のブースを回って活動を行いました。

言語の違いを越えて、共に活動するためのコミュニケーションを学ぶ良いきっかけづくりとなるイベントと感じました。

次に11月15日に横須賀アリーナで開催された、「第32回表現運動・ダンス発表会」です。

この発表会は、小学校と中学校がひとつの会場に集まり一緒に開催する唯一の行事です。

小学校3校と中学校3校のほか、7校合同の特別支援学級の児童も参加し、それぞれ発表する喜びと他校の演技の観賞する大切さを学ぶ会になっていたと感じました。

また、教師にとっても校種を超えた子どもたちの成長過程を捉えられ、系統だった体育指導に役立つものと思いました。

11月16日には、総合高校ホールにおいて、「よこすか民俗芸能ミニイベント」が行われ、「浦賀虎踊り」をはじめ3演目が披露されたほか、民俗芸能の保存・継承に寄与した9名の方を表彰させていただきました。

美術館では、11月15日から12月23日までの会期で「私たちが夢見る夢 小林孝亘展」が開催されております。

なお、現在第4回市議会定例会が、11月27日から12月15日までの19日間の会期で開催されており、本委員会関連の議案・請願・陳情・報告事項等についてもお伺いいただいているところです。

私からの報告は、以上でございます。

(質問なし)

日程第1 議案第49号『教育長の臨時代理による事務の承認について（教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例中改正議案の提出について）』

委員長 議題とすることを宣言

(総務課長)

議案第49号「教育長の臨時代理による事務の承認について（教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例中改正議案の提出について）」を説明いたします。

本件は、一般職の国家公務員の給与改定に伴う、特別職国家公務員の給与改定の措置に準じ、本市の市長・副市長・代表監査委員等常勤特別職の期末手当を増額することとなり、それに合わせて教育長の期末手当についても同様の増額をするため、「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」を改正することとなりました。

本件については、教育委員会11月定例会終了後の平成26年11月14日、労使交渉にて、本市一般職員の期末勤勉手当の支給割合を年間0.15月分引き上げる内容で合意されたことを受け、平成26年第4回市議会定例会に本市常勤特別職員給与条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正議案を提出することとなりました。このため、教育長は、緊急やむを得ない事情が生じたと判断し、教育長に委任する事務等に関する規則第3条の規定に基づき同規則第2条第4号にかかる事務（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。）について、これを臨時に代理することといたしました。このため、今回、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定に基づき承認をお願いするものであります。

それでは、条例改正の内容について、ご説明いたします。

議案第49号の4ページをお開きください。こちらの改正議案の朱書きで説明

させていただきます。

はじめに「第2条第4項」ですが、教育長に支給する期末手当の支給割合について、6月期の支給割合を100分の155から100分の162.5に、12月期の支給割合を100分の165から100分の172.5に、改定するものです。

次に下段の「附則第4項」です。平成26年12月期の期末手当の支給割合については、100分の165から100分の180とするという条項を加えるものです。

これらの改正により、年間の期末手当の支給割合は、現行の100分の320から100分の335に100分の15（0.15月分）引き上げることになります。

最後に条例の施行日ですが、平成26年12月1日としております。ただし、第2条第4項の改正規定については、平成27年4月1日からの施行としております。

以上で、議案第49号「教育長の臨時代理による事務の承認について（教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例中改正議案の提出について）」ご説明を終了いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第49号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

委員長 報告事項の聴取を宣言

報告事項（1）『「放課後子ども総合プラン」について』

（教育政策担当課長）

説明の前に、資料の訂正がございます。

1の「放課後子ども総合プラン」の概要というところの5行目、「体験・活動を行うことができるよう、一体化を中心とした」とございますが、「一体化」ではなく「一体型」でございます。訂正させていただきます。申し訳ございません。

それでは、説明させていただきます。配付資料の1ページをお開きください。

最初に、1「放課後子ども総合プラン」の概要ですが、平成26年7月31日付けで、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、厚生労働省と文部科学省が共同で、このプランを策定した旨の通知がありました。

このプランは、「共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次世代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童ク

ラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める。」というものです。

次に、2 市町村の取組や体制ですが、市町村には、今後、国が定める「行動計画策定指針」に即し、任意計画である「市町村行動計画」に、平成31年度に達成されるべき一体型の目標事業量や小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策等を記載し、計画的に整備することが求められています。

また、市町村に「運営委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化することや「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が学校施設の積極的な活用等、総合的な放課後対策の在り方について十分協議することとされています。

次に、3 他の計画との関係ですが、現在、こども育成部では、「子ども・子育て支援法」に基づき、義務計画である「市町村子ども・子育て事業計画」として「(仮称)横須賀子ども未来プラン(平成27～31年度)」を策定中です。

なお、「放課後子ども総合プラン」の「市町村行動計画」は、「(仮称)横須賀子ども未来プラン」と一体のものとして策定することが可能となっています。

次に、4 今後の予定ですが、「放課後子ども総合プラン」の推進については、教育委員会とこども育成部が連携し、今後、協議を重ねていく予定です。

なお、先ほど申し上げました、2 市町村の取組や体制で今後、国が定めるとしていた「行動計画策定指針」ですが、平成26年11月28日付けで、官報に告示されていたことが分かりましたので、告示された「行動計画策定指針」に沿って、今後、こども育成部と協議を重ねていくこととなります。

最後に、参考として、2ページから12ページに、平成26年7月31日付「放課後子ども総合プランについて」の通知の写しを、13ページに、「放課後子ども総合プラン」の全体像のチラシの写しをお付けしています。

以上で「放課後子ども総合プラン」についての説明を終わります。

(森武委員)

何点か質問させていただきたいのですが、まず第1点目なのですが、放課後児童クラブということで、学童クラブですが、こちらのほうは教育委員会の所管でないと思うのですが、教育委員会の所管である放課後子供教室に相当するものというのは、現状では横須賀市内ではどのようなものを、どのような規模で展開されているのでしょうか。

(教育政策担当課長)

今、委員おっしゃるように、学童クラブだけでなく、放課後子供教室についても現在はこども育成部の所管ということになっておりまして、こども育成部は「わいわいスクール」といいまして、現在6校ほど、小学校6校に、いわ

ゆる放課後に外部委託をしまして、外部委託の方から子どもさんたちの面倒と
いいますか、放課後活動の教室に移りまして、安全・安心な場所をということ
で、見守るという形のをこども育成部ではやっております。

(森武委員)

私がちょっと認識を間違えていたのかもしれませんが、「わいわいスク
ール」は教育委員会が所管ではなくて、こども育成部の所管ということでよろ
しいのでしょうか。

(教育政策担当課長)

そのとおりでございます。

(森武委員)

それは私が勘違いしていましたので、申し訳ございません。

それで、そうしますと横須賀で、今回この通知に基づいて放課後児童クラブ
と放課後子供教室の連携ということになると、どちらもこども育成部でやられ
ているということで、教育委員会はどうかかわりをする予定なのでしょうか。

(教育政策担当課長)

今後、学童クラブにつきまして、一体型というものにつきましては、今のと
ころまだ計画はしてございません。ただし、学童クラブについて、平成25年度
53カ所から79カ所に増やす予定でございます。

うち小学校は現在15カ所ありまして、平成31年度までに25カ所に増やす予定
で、その学校の教室を提供することに教育委員会が積極的にかかわっていく
ということは現在行っているところでございます。

今後につきましては、先ほど申し上げましたように、指針が出ておりますの
で、一体型というものをどういうふうにしていくのかということについては、
今後こども育成部が主体ということになりますが、リーダーシップをとって計
画を組んでいただいて、教育委員会のほうに協議といいますか、諮っていた
いて、連携していくということになっていくと思います。

(森武委員)

すみません、ちょっと私がそもそも勘違いしているのかわかりませんが、
文科省と厚労省が共同で通知を出しているというのは、放課後児童クラブ
のほうは厚労省、子ども支援であって、放課後子供教室のほうは文科省なのか

など思ったのですけれども、そうでなくて、どちらもこれは厚労省の所管ということになるのですか。

(教育政策担当課長)

放課後児童クラブ、学童クラブについては、委員おっしゃるとおり厚生労働省の所管で、放課後子供教室については文科省の所管になります。それは間違いございません。

(森武委員)

わかりました。そうしますと、ますます混乱してきたのですけれども、放課後児童クラブのほうはとりあえずいいとして、子供教室のほうは文科省の事業というか所管なのだけれども、横須賀では教育委員会ではなくて、こども育成部が引き受けていたという認識というか、そういう現状なのでしょうか。

(教育政策担当課長)

福祉部のほうからこども育成部が分かれて、そのときに子どもの全児童対策については、こども育成部で所管ということでしたので、その放課後子供教室、当時あったかとは思うのですけれども、その部分がこども育成部のほうに所管が移って、現在に至っているということでございます。

(森武委員)

最後の質問なのですけれども、そうしますと、これは本来、厚労省と文科省の所管なので、実は教育委員会と市のそれぞれ所管に分かれていますので、総合的に協議しなさいというのが何か今回の趣旨だと思ったのですけれども、横須賀の場合はそもそもが、両方こども育成部でやっているのです、今後もこども育成部で検討されて、教育委員会としては学校の教室を提供するかしないかのところだけかわるという、そういうことになるのでしょうか。

(教育政策担当課長)

放課後児童クラブ、学童クラブについても、放課後子供教室についても、結局、学校自体からは切り離して別の運営で、つまり教育委員会とこども育成部、本市で言えばこども育成部が責任を持って運営していきなさいということで、要するに学校とは切り離すということがまず1点あります。

けれども、学童クラブが教室にある場合には、そこと連携を図るなどという中身、内容がありまして、その辺のところ、所管はこども育成部であっても、教育委員会と一体となって連携を強化して進めていかないと、施策として十分

な効果を出さないということから、教育委員会も関わっていくということになります。

(森武委員)

またわからなくなってきたのですけれども、学校と切り離すという今のお話でしたけれども、学校と切り離して考えたときに、両方の事業をこども育成部が所管されていて、そこに教育委員会がかかわるといのは、具体的にはどうかかわりを持たれるイメージを、今はまだ計画なので具体的にはやっていないと思うのですけれども、今後どうかかわりを持ってこの通知に対応していくというお考えなのでしょうか。

(教育政策担当課長)

こども育成部が所管している放課後子供教室、現在の「わいわいスクール」等につきましても、今後学童クラブに変えていくという考え方を持っておりまして、教育委員会は、こども育成部が「わいわいスクール」から学童クラブに変えるときに、学校側にスムーズにそれを受け入れていただくというような形の支援をしていかななくてはいけないということで、正直に言いまして、少しわかりにくい制度になっているのは事実でございます。

指針の詳細はつい先日来たばかりでございますので、今後、役割分担も含めまして、こども育成部と協議をしていって、放課後の子どもたちが安心・安全で過ごせる場所を確保していくということについて、教育委員会としても積極的にかかわっていくということでございます。

(荒川委員)

10ページのほうに、民間サービス等を活用した多様なニーズへの対応ということで、塾とか英会話とかピアノとかダンスというようなことも載っているのですが、今まで学校を開放するというと、学童や放課後に地域のスポーツ団体などに体育館を貸したりするような、利用者からお金をとらないような形で貸したのですが、塾や英会話とかになると、民間の方々が学校を使って、それに参加する方々から受講料をとるようなことにもつながっていくというようなイメージでいいのでしょうか。

(教育政策担当課長)

この通知は、提供することも考えられるというような表現になっていまして、はっきりこういう形ということではありませんで、その辺のところは、恐らくその指針のほうにある程度出ているのだと思うのですけれども、何分にも通知

が来たばかりですので、説明ができなくて申し訳ございません。

(荒川委員)

わかりました。またわかり次第、教えていただければと思います。

(教育政策担当課長)

今後その指針についても、よく検討し、それに基づいて、先ほど申し上げましたように、こども育成部と協議をしていかないといけないという場面ですので、またご報告をさせていただきたいと思います。

(齋藤委員長)

私から質問というよりも、1点なのですけれども、そもそも教育委員会がどのようにこれにかかわるかということでお答えいただいたのですけれども、もちろん子どもさんを育てていくために、こども育成部と教育委員会が連携をしてというのは大事なのですけれども、主に学校との折衝とか、そういうのは多分教育委員会が主たる窓口でやるのだと思うのですね。

そのときに、やっぱり学校のほうの状況とか意見をよく聞いていただいて、そして学校としてはそういうのを受け入れるのはいいのだけれども、そのためにはこういうところを、例えばハード面で施設をつくってほしいとか、何かあるいはこういうところはこういう形にしたいというふうに、学校側の要望というのもあると思うので、その辺はよく聞いていただいて、それで確かにそういうハード面とかの拡充とかあるいは整備が必要であれば、そういうところを積極的に教育委員会がバックになって、こども育成部とその辺を調整して、学校にも負担にならない、もちろん子どもさんを全体で育てていくという、そういうことにもぜひご配慮いただきたいと思いますというのですが。

(教育政策担当課長)

現在も学童クラブでは、学校にはご協力をいただいております。

今後も、その通知にもございますように、「余裕教室を積極的に活用し」という部分もございますので、その点は当然学校のご協力をいただかないとできない部分もございますので、この部分についてもまだ学校側に私どものほうから説明はしてございません。今後きちっと説明させていただいて、ご理解をいただいて、ご協力をいただくようにしていきたいと思います。よろしく申し上げます。

報告事項（２）『平成26年度文化財保護周知啓発事業について』

（生涯学習課長）

平成26年度の文化財保護周知啓発事業について、ご説明します。

1の第43回神奈川県文化財保護ポスター選考結果及び市内応募作品展は、神奈川の文化財保護ポスターの選考結果と市内応募作品の展示会についてです。

募集する部門とテーマが記載のとおり、合計で2部門、3テーマあります。市内中学生からはそれぞれのテーマで、浦賀中学校・岩戸中学校・大津中学校・大楠中学校・田浦中学校の計5校から計11点の応募がありました。

神奈川県での選考の結果、「わたしたちの文化財」部門のテーマ2「私のまちの文化財」で大津中学校2年生の作品が「横須賀の虎踊り」を題材に最優秀賞を受賞しました。

そのほか「わたしたちの文化財」部門のテーマ1「文化財保護」で大津中学校の生徒2人が入賞し「世界遺産を目指す鎌倉」部門で浦賀中学校の生徒1人が入賞しました。

市内の応募作品は、市役所展示コーナーで平成27年1月19日（月）から23日（金）まで展示します。

2の重要文化財・史跡見学会は、毎年生涯学習財団と共催で行っています文化財の見学会で、記載のとおり講座を含めた全2回で開催しました。

3も毎年開催している文化財速報展で、記載のとおり巡回展を含めて3施設で開催し、この後、浦賀行政センターで開催します。

4は、隔年で開催している横須賀民俗芸能大会の非開催年度に実施しているミニイベントです。記載のとおり横須賀総合高校のご協力を得て実施しました。また、団体からの要望に基づき保存に努力している浦賀中学校の生徒4人、武山中学校の生徒3人、全員で9人に対して教育委員会が表彰しました。出演団体につきましては記載のとおりです。

5は、国の史跡指定を記念した事業で、多くの市民等に史跡指定の意義や東京湾要塞跡の土木・建設技術の歴史を知ってもらうと共に、近代の軍事に関する歴史遺産を今後のまちづくりの中で活かすことを考えるシンポジウムです。シンポジウムは、講演とパネルディスカッションの2部構成で、内容につきましては記載のとおりです。

最後に6の横須賀の文化財展「ツナグ・ツタワル・オクル」をご説明します。近年、富岡製糸場の敷地から「ヨコスカ造船所」刻印のレンガが発掘されたことにより、富岡製糸場と横須賀造船所の繋がりが具体的な「物」の存在によって、より明らかになりました。この展示会では、「ヨコスカ造船所」刻印レンガの里帰り展示に焦点をあて、文化財の繋がりをテーマに最近の横須賀の文化

財の動向を紹介します。開催期間、開催場所、内容等につきましては記載のとおりで、展示の中心は、富岡製糸場出土の「ヨコスカ造船所」の刻印煉瓦の里帰りです。

また、2月14日には、これに合わせて富岡製糸場総合研究センター所長の今井幹夫氏にご講演をいただきます。

なお、今回、公式市内初展示は、②「ミカホ」刻印タイル、③久里中出土の古墳時代の人骨、④県内初出土の舟形土製品、⑥市指定木造伝毘沙門天立像です。

以上で説明を終わります。

(質問なし)

報告事項(3)『東京湾要塞跡 猿島砲台跡・千代ヶ崎砲台跡の国史跡指定について』

(生涯学習課)

平成26年7月18日付で、教育長名により文部科学大臣あてに意見具申をいたしました東京湾要塞跡の史跡指定についてご報告いたします。

国の文化審議会は、平成26年11月21日金曜日に開催した同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、猿島1番に所在する東京湾要塞跡猿島砲台跡と西浦賀6丁目17番1ほかに所在する東京湾要塞跡千代ヶ崎砲台跡を新たに国の史跡に指定するよう文部科学大臣に答申しました。

正式な指定は文部科学公報への告示によりますが、その時期は今年度末を見込んでおります。

この指定により、市内の国指定の文化財は13件となり、史跡に限れば、三浦安針墓、夏島貝塚に次いで3件目になります。

なお、近代以降の軍事に関わる遺跡の史跡指定は、熊本県の西南戦争遺跡がありますが、これは内戦に関わるもので、国防のための軍事施設の史跡指定は全国で初めてです。

指定理由、明治時代、首都防衛のため陸軍によって東京湾岸一帯に築かれた要塞の遺跡であり、猿島砲台は明治17年、1884年に、千代ヶ崎砲台は明治28年、1895年にそれぞれ竣工した沿岸砲台で、我が国近代の軍事、土木・建築技術の歴史を知る上で重要ということです。

史跡の名称等については、記載のとおりです。別紙に記載しました記念事業については、周知啓発事業でご説明しました指定記念シンポジウムのほか、さいか屋でパネル展を開催します。

今後の公開と活用につきましては、猿島砲台跡は既に猿島公園として開放されていますが、千代ヶ崎砲台跡については、庁内プロジェクト・チームを立ち上げて公開・活用を検討し、早急に実施していきたいと考えています。

千代ヶ崎砲台跡は、本日午後と19日の午後にご案内しますが、未整備であり一般開放には適さないため、特別公開や見学会の開催を予定しています。第1回目の特別公開を来年の夏休みとし、準備を進めていきます。

以上で、説明を終わります。

(森武委員)

1点確認させていただきたいのですけれども、猿島砲台と千代ヶ崎砲台跡ということで、本文の中には、千代ヶ崎砲台跡が、今後、横須賀市が管理団体に指定される予定ということになっているのですけれども、これは猿島砲台跡のほうはもともと横須賀市の土地にあるので横須賀市が管理されていて、千代ヶ崎のほうは今、防衛省の土地で国の土地なので、管理を横須賀市が受けるようになるという、そういう理解でよろしいのでしょうか。

(生涯学習課長)

現在、猿島も横須賀市の土地になっていて、千代ヶ崎は今、防衛省で、その後文部科学省に所管替えをされて、その後に維持管理団体として市が指定される内容になっております。猿島砲台につきましても、維持管理は今、現在やっておりますけれども、史跡指定後の指定という意味では、新たに指定が来まして、その指定が来ることで補助金の関係とかが使えるようになります。

(森武委員)

千代ヶ崎のほうは国有地ということですが、これは何年かずっと管理していると、例えばそのうち市の土地になるとかということはないのでしょうか。

(生涯学習課長)

基本的に国史跡指定のものについては、夏島貝塚と同様に、原則、国有地のままの管理という形になっていきます。

(森武委員)

わかりました。

報告事項（４）『中学校スクールランチ充実の取り組み（第３回試行）について～（仮称）横須賀給食弁当実施事業～』

（学校保健課長）

それでは、中学校スクールランチ充実の取り組み（第３回試行）についてご説明をいたします。

まず、１の目的でございますが、第１回、第２回の試行で課題となっていた事項のうち、価格を引き下げた場合と、当日注文を可能とした場合に、どのような結果になるかを検証するために実施します。

次に、２、期間についてですが、第１回試行は５日間、第２回試行は１０日間で実施しましたが、第３回は平成２７年１月１３日から３０日の１４日間実施します。

次に、３、内容についてですが、教育委員会の管理栄養士がメニューを考え、栄養バランスに配慮した内容の弁当を弁当事業者が提供いたします。

次に、４、価格（利用者負担額）についてですが、まず（１）の価格についてですが、これは弁当事業者が弁当を提供するための費用で、前回の試行と同様４１０円となります。

次に、（２）の利用者負担額についてですが、これは利用者が弁当代として弁当事業者に支払う金額で、３５０円となります。（１）の価格と（２）の利用者負担額の差額については、公費で負担する形といたします。大盛り、小盛りについても同様で、それぞれ括弧内に記載の金額となります。

次に、５、対象校についてですが、今回は常葉中学校の１校で試行いたします。

次に、６、備考についてですが、今回は、第１回、第２回の試行で課題となっていた注文方法を変更し、当日注文といたします。試行期間中は他の弁当は販売しませんが、パン注文は通常どおり可能とします。

また、アレルギー対応として、今回は新たにメニュー表の裏面に食材表示をします。

それから、保護者の方、市議会議員の方を対象に期日を設け、試食会を実施します。

最後に、試行終了後にアンケート、生徒、保護者、教職員を対象に行い、試行結果を検証します。

以上で、中学校スクールランチ充実の取り組み（第３回試行）～（仮称）横須賀給食弁当実施事業～についての報告を終わります。

（森武委員）

今回価格を引き下げた場合と当日注文を可能にした場合ということで、２つ

同時に新しい取り組みをされると思うのですけれども、これを同時にされた場合に、従来より増えることを想定はされていると思うのですけれども、その増えたときに、その増えたものが価格の引き下げによるものなのか、当日注文によるものなのかというのは、例えば後日のアンケート等で明らかにされるような予定があるのか、そのあたりを教えてください。

(学校保健課長)

アンケートの設問の中で、2つのことを同時に新しい取り組みをやることになりますので、きちっとその検証ができるような設問にして、きちっとそれを含めて検証したいというふうに思っています。

(森武委員)

今回、注文した方の負担額は350円ということですが、一般に中学校でされている弁当注文というのは、弁当の種類によって値段が違うと思うのですけれども、大体価格帯はお幾らぐらいになっているのでしょうか。

(学校保健課長)

日常の弁当注文ということでよろしいかと思うのですけれども、日常のほうにつきましては、320円ぐらいから450円ぐらいまでということで、一応事業者さんには上限を450円程度ということでお願いをしているところでございます。

(齋藤委員長)

備考の3番目で、アレルギー対応としてメニュー表の裏面に食材表示をとあるのですが、これは大変大事なことなのですが、このメニュー表というのはいつごろに見られる、つまり当日見るのではなくて1週間前とか、そこはどうかのでしょうか。

(学校保健課長)

このメニュー表につきましては、一応来週からこの試行をやりますということをお知らせするわけですが、その段階でもう一緒につけてお配りする予定でございます。

(齋藤委員長)

わかりました。そうでないと保護者の方がご覧になれないので、よろしくお願ひします。

報告事項（５）『横須賀美術館企画展「第67回児童生徒造形作品展」の開催について』

（美術館運営課長）

「第67回児童生徒造形作品展」の開催について、説明いたします。

恐れ入りますが、お手元の資料「報告事項5」をご覧ください。

2の会期ですが、年明け1月10日（土）から、26日（月）までの17日間とされています。「3 主催」ですが、記載の3者共催になります。「4 観覧料」は無料です。「5 概要」ですが、本展覧会は、豊かな心を持ち、意欲的な表現や自分らしい工夫のできる子どもたちの育成を目指し、教育委員会と小・中・高校が連携し、研究を重ねてきた成果の一部を発表するものです。

平成20年度、第61回から会場を横須賀美術館に移し、更に広く横須賀市の造形教育の取り組みを公開し、理解を得られるよう美術館も協力してきました。

また、子どもたちが保護者とともに当館の所蔵作品を観覧できるよう保護者無料招待券を配布し、本物の美術に触れる機会も提供した展覧会としています。本年度も市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、ろう学校、養護学校の児童・生徒の平面作品や、立体作品、共同作品など約3,000点を展示します。

「6 関連事業」としまして、1月11日（日）に、小学生を対象とした、造形作家 丸林佐和子氏のワークショップを、また、1月21日（水）に、学校関係者を対象とした、造形教育研究発表会・講演会の開催を予定しています。

詳しくは、チラシを添付しておりますので、のちほど、ご覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。

（質問なし）

報告事項（６）『平成26年度小学校児童・中学校生徒研究集録展示会について』

（教育研究所長）

平成26年度小学校児童・中学校生徒研究集録展示会について、ご説明申し上げます。

この研究集録は子どもたちの自由研究の作品をまとめたもので、大変歴史があり、今回が53回目の作成となります。今年度の募集は小学校34校、中学校1校より、合計88作品が集まりました。

今回展示するのは、審査の結果、優秀作品として選出された11の作品です。

分野を問わず募集していますが、ほとんど理科の内容でした。

近年は研究の質が低下し、応募数が少なく、昨年度は28点の応募しかありませんでした。そこで、自由研究への取り組みと研究集録への応募をサポートすることを目的に、ことし、サイエンスサマーと題しまして、教育研究所に小学校3年生から6年生の希望者を集めて、市内の理科の先生方の協力において、自由研究のための勉強会を開催いたしました。その結果もあって、今回は約3倍の88作品が集まりました。

展示場所は、横須賀市自然・人文博物館の3階のラウンジをお借りしまして展示いたします。

開催日時は、平成26年12月18日（木）から平成27年1月18日になっております。

ぜひ、お時間ありましたらご覧いただければと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

（森武委員）

活発な取り組みをされているということで、非常にいいことだと思います。1点お伺いしたいのですけれども、これとは別に小学校ですか、理科の研究会主催で「よこすか子ども科学賞」という夏休みの自由研究を中心に応募して、表彰されていたと思うのですけれども、それとこれとの関係というは全く今のところ違うと思うのですけれども、何かやっておられることは似ていると思うのですけれども、なぜこう2つに分かれているのかとか、その経緯がわかれば教えてください。

（教育研究所長）

ちょっと歴史的なことは存じ上げないのですけれども、研究会のほうが主催しているものと、こちらは教育委員会としてのところが主催しているものというような違いがあります。

（森武委員）

私もその表彰式に何度か参加させていただいたことはあるのですけれども、たしか昨年度ですか、何か今年度か昨年度から教育委員会の後援か何かで一部サポートが入っていると思うのですが、何かそのあたり別々に発表されるのもいいと思うのですけれども、協力してもっと児童・生徒さんが応募できるような環境をつくっていただければと思いますので、これは今後の課題で構いませんので、一度ご検討いただければと思います。お願いいたします。

(教育研究所長)

そのような方向で、検討していますので、ぜひ市内多くの子どもたちから、興味関心を高めるために検討していきたいと思います。

(荒川委員)

昨年度から応募された作品全部ではなく、優秀作品のみ展示というふうなことがここに書いてあるのですけれども、そうなったいきさつなどが、例えば今年度なんかは応募が八十何点もあって、展示する場所が少ないからとか、そういったことがあるのかもしれないので、その辺のいきさつを教えていただけるとありがたいのですが。

(教育研究所長)

やはり今までの応募数が少なかったということもあったのですけれども、去年から博物館のほうの展示室をお借りすることになって、広くたくさんの方々が来られることができるようになりました。ただ、お借りするスペースがやはりスペース的なところもあって、十分な広いところはちょっとお借りできませんので、やはりその中で厳選した優秀な作品というものを展示していきたいというふうに考えております。

(三浦委員)

全部小学校なのですけれども、中学校は余り大したことがなかったということなのでしょう。

(教育研究所長)

自由研究の取り組みなのですけれども、やはり小学校のほうが非常に活発で、今回も小学校が34校出していただいて、中学校は1校のみということで、87作品が全部小学校の作品ということでしたので、このようなことになりました。

(理事者報告)

(学校教育部長)

私からは、11月28日付で報道発表させていただきました神奈川県立保健福祉大学における個人情報の紛失の件で、ご報告させていただきます。

既に委員の皆様方ご承知のとおり、これは県立保健福祉大学の研究活動の目的で、市内の市立中学校1校が提供した生徒790名分の個人情報を含むUSBメ

モリーが紛失したというものです。

すぐに報道発表し、そして提供された情報につきましては全て回収をいたしました。ただ、この対応に関しまして、中学校から大学側に個人情報を提供した行為そのものが、横須賀市個人情報保護条例に違反するものであることの発表がなされていないということのご指摘を受けました。

事務局としましては、まず、発生した個人情報紛失という事故につきまして、大学と調整を図りながら速やかに報道発表することに努めてまいりました。ただ、その過程で中学校側が生徒の個人情報を適正に処理せずに大学側に提供した中学校の重大な過失について発表するべきであったにもかかわらず、それがなされなかったということは、事務局としての認識の甘さを非常に深く反省しております。大変申し訳ございません。

この件につきましては、事の重大さを重く受けとめ、今後、校長の処分も含めた厳しい対応をとりたいと考えております。

また、学校における個人情報の取り扱いに関する指針の作成や、個人情報保護条例の周知徹底に努めるなど再発防止に努めていきたいと考えています。

さらに、このたびの個人情報の不適切な提供に関して、新たに報道への発表を行っていきたいと考えております。いろいろご心配をおかけしまして大変申しわけございませんでした。以上です。

(三浦委員)

情報が漏れないようにするには事前チェックが大事だと思うのです。例えば医学研究については、各病院に倫理委員会というのがありまして、そこで一個一個の研究に対して倫理審査をして、それでオーケーを与える、そういう形をとっております。

それで、そういうシステムが教育委員会の中にあるのかどうか、あるいは各学校の中にあるのかどうか、ちょっとその辺をお伺いしたいと思うのですけれども。

(学校教育部長)

今回、大学と学校との間で情報のやりとりがありました。学校の中にそういうチェック機能があるかと言われれば、それはないのが現状です。

ただ、市の個人情報保護条例の中に、個人にかかわる情報については、それを提供する際にはきちっとその審議会に諮問をして出しなさいという規定がございます。ただ、これに関してもやはり周知徹底されていないという状況です。

今回のことを受けまして、チェックという部分のシステムを今後、教育委員会としてしっかり考えていかなければいけないなと思っております。

(森武委員)

私のほうからも、何点か質問させていただきたいのですけれども、今回、学校側から提供されたということで、恐らく学校長が判断されて出したかと思うのですけれども、学校長は多分その大学との窓口のような形になられたのではないかなと想像されるのですけれども、その際に、同時に横須賀市の規則でいうと、学校長は個人情報の管理責任者にもなっているということで、三浦委員からのご質問があったみたいに、学校長が判断してしまうと、同時にその人が責任者であるので誰もチェックもできないという、これは制度上のやむを得ないところはあると思うのですけれども、やっぱりそれを変えていかないと、何らかの認識の違いとか間違いが起こったときにこういうことになってしまうと思うので、学校側はそういうものを提供するときに、これが個人情報にそもそも当たるのかとか、あるいはそれを提供するためにはどういう審議会にかけるなら審議会にかけないといけないとか、どういうルールがあるのかというのを例えば相談というか、報告なり相談をする窓口を教育委員会の事務局の中につくって、そこに聞けばやり方がわかるというような仕組みをつくったほうがいいと思うのですけれども、そういうふうな取り組みをされる予定はあるのでしょうか。

(学校教育部長)

まず、まずは個人が特定されるような形での個人情報を提供する、それ自体はやはり決してあってはならないという形での制度整備をしないといけないと思っております。

その情報を出すときには、氏名をID化する等の個人が特定されない形での提供ということを徹底していくということでありたいと思うのですが、今、委員ご指摘の部分も、やはり教育委員会としてはしっかり考えていかなければいけないところだと思っております。

(森武委員)

個人情報は、例えばどこまで加工すれば個人情報でなくなるのかというのが多分今の議論だと思うのですけれども、そのあたりは確かにいろいろ規則とか読んでもなかなか難しいところがあって、恐らくいろいろ多忙の中でやっておられる学校長が、そこを全てやるというのは難しいと思うので、やはり教育委員会の中にそういう専門の、ここまでこういうID化をして、このIDが名前とひもづかないようにしていればこれは個人情報じゃないのですよみたいなルールというのは必ずあると思いますので、そのルールを明確にして、そこに相

談すればわかるというような形をまずつくっていただくというのがいいのかなと思いますので、ぜひそれをしていただきたいと思います。それについてはどうでしょうか。

(学校教育部長)

コンピューターにかかわる部分の個人情報の扱いということで常に研究所のほうから出されてはいるのですけれども、それでもやはりこういうことが起こってしまうというのが現実ですので、しっかり教育委員会のほうがまずは学校の相談窓口になっていくという、そういう体制は整備していきたいなと思います。

(森武委員)

あと、今回、もともと提供したこと自体は、大学の研究活動あるいはその研究活動を通して学校、中学校での多分教育活動に生かすというその趣旨自体は悪いことではなかったと思うので、こういうのを今回のことでやめてしまうということは私は必要ないだろう、今回のことがあったのでこういう研究協力をしないというのはよくないと思うので、実際に、例えば今回のケースで、特に問題にならないようにするためにはどういう方法をとればよかったのかというのが、もしあれば教えてください。

(学校教育部長)

先ほどもちょっと述べさせていただきましたが、生徒個人が特定される名前を入れた情報をそのまま提供したというのは大きな問題になりますので、学校のほうで、学校にかなり負担がかかってしまう部分もあるのですが、名前をID化して、そして大学のほうに提供していくということは徹底する必要があるかなと思っています。

(森武委員)

そうしますと、今のお話でいくと、学校の中で適切にID化などの処置をして、向こうへ渡すときには個人の特定につながらないような形にすれば、これは個人情報でなくなるので、逆に言えば、研究活動として提供することは問題ないという、そういう考え方でよろしいのでしょうか。

(学校教育部長)

そのとおりです。ただ、学校が全てそのID化という形になると、また負担が出てしまいますので、その部分も教育委員会としてサポートしていける体制

もつくりたいなと思います。

(森武委員)

わかりました。ありがとうございます。

(齋藤委員長)

私からのお願いなのですが、まず今回のことに関して、いわゆる情報を提供してしまった、それはもちろん善意で、校長先生は善意でやられているのですが、いわば不注意で提供してしまった。ただ、結果としてそれが個人情報保護条例に抵触するという点であったということなので、その点についてのけじめを教育委員会としてしっかりつけようというご判断を事務局のほうでちゃんとしてくださったということに関しては大変ありがたいと思います。

今後、とにかくこういうことがまた起きないようにということで、今皆様からご意見が出ておりますように、どうするかということが必要で、ぜひ私も教育委員会に、これはどうするのだろうと学校側の校長先生あるいは先生方が迷ったときに相談できる窓口があると大分違うかなと思います。

例えば、私のおります大学などでも、著作権とかの問題で、昔だったら全く考えなくて使っていたものが、このごろ著作権の保護でいろいろと細かい規制が出ておりますので、とても私の判断ではわからないということがあって、そういうときにちゃんと尋ねる窓口があるので、そうするとやっぱりそういうところがあるかどうかによって物すごくこちらの負担も違いますし、やりやすいので、ぜひそういう窓口をつくっていただいて、それからその氏名をID化するということのも、恐らく技術的に結構これは大変なのではないかと思うので、ぜひそれもマニュアルみたいなものをつくっていただいて、学校側の余り負担にならなく、かつ、その個人情報保護条例に違反しないほかの研究機関とのやりとりとか、それが行えるように、ぜひ教育委員会のほうでバックアップをしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(学校教育部長)

ありがとうございます。

早急にそのような体制を、しっかりとつくっていきたいと思います。

(委員質問なし)

日程第2は、人事案件のため秘密会とすることを宣言。関係理事者以外の退席を

求めた。

6 閉会及び散会の時刻

平成26年12月 5 日（金） 午前10時32分

横須賀市教育委員会

委員長 齋藤 道子